

# 9 土 壤 汚 染

## 9 土 壤 汚 染

### 概 况

土壤汚染は、大気汚染や水質汚濁等と異なり、発生源を断てば汚染が解消する汚染ではなく、一旦汚染されると除去しない限りその影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染といわれている。

そのため、土壤汚染の状況を把握し、汚染が見つかった際には対策を行うことにより、人への健康被害の防止を目的とする土壤汚染対策法が施行された。この法律では、揮発性有機化合物、重金属、農薬等の 26 物質を特定有害物質と定め、一定の契機で土壤中にこれらの物質が含まれていないか調査する義務を土地所有者等に課している。この契機としては、特定有害物質を使用していた事業場を廃止する場合や、一定の規模以上の形質変更を行う土地で過去に特定有害物質を取り扱っていた場合等がある。また、自主的に土壤の調査を実施した場合に、その結果を報告する制度もある。

これらの調査で土壤に含まれている特定有害物質が基準を超えていたことがわかつた場合、要措置区域又は形質変更時要届出区域のいずれかに指定される。要措置区域に指定された場合、土地の所有者等は汚染された土壤をきれいな土で覆ったり、封じ込めたりするなど健康被害を防止するための措置を講じる必要がある。

また、土壤汚染対策法施行規則の一部改正により、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンについて、表 9-1 のとおり基準の見直しがされた。

県条例では、土壤・地下水汚染の未然防止の観点から、法とは異なる契機での土壤調査や、汚染の拡散を防止するための応急措置の実施等の義務を課している。

令和 2 年度の土壤汚染対策法及び県条例に基づく届出状況は、表 9-2 及び表 9-3 のとおりである。また、令和 2 年度中に指定された区域は 1 件、指定を解除された区域は 1 件であり、本市の指定状況は、表 9-4 のとおりである。

表 9-1 改正前後基準値比較

	改正前		改正後	
	カドミウム及び その化合物	トリクロロエチ レン	カドミウム及び その化合物	トリクロロエチ レン
土壤溶出量基準	0.01 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
土壤含有量基準	150 mg/kg 以下	-	45 mg/kg 以下	-
地下水基準	0.01 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

**表9－2 土壤汚染対策法に係る届出状況**

(件)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法第3条第1項			
有害物質使用特定施設の廃止	0	3	2
土壤汚染状況調査の結果報告	1	1	4
土壤汚染状況調査の調査実施中	0	0	0
法第3条第1項ただし書き			
土壤汚染状況調査の調査猶予	0	1	2
土壤汚染状況調査の調査猶予取消	1	0	0
土壤汚染状況調査の調査猶予の手続中	0	0	0
法第4条			
一定の規模以上の土地の形質の変更	12	16	22
土壤汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第5条			
土壤汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第6条			
要措置区域の指定	2	0	1
要措置区域の指定解除	1	0	1
法第11条			
形質変更時要届出区域の指定	0	0	0
形質変更時要届出区域の指定解除	0	0	0

**表9－3 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況**

(件)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
条例第39条			
土壤汚染等調査の結果報告	2	0	1
条例第39条の2			
過去の有害物質取扱事業所の設置状況調査結果	12	16	22
土壤汚染等調査の結果報告	0	1	0
条例第40条			
汚染拡散防止の応急措置等	1	0	1
条例第45条			
土壤又は地下水の汚染の状況等報告	1	0	0

**表9－4 土壤汚染対策法に係る区域の指定等の件数(令和3年3月31日現在)**

要措置区域の指定数	2
形質変更時要届出区域への指定数	0
法第3条第1項ただし書きの適用件数	26